

報告徴収内容について

1. 原子力の再起動がないとした場合の需給バランス

(単位：万 KW)		7月	8月
供給力 - 需要	2010年 H1	235	212
	2012年 H1(節電織り込み、2010年猛暑並み)	75	60
	2012年 H1(節電織り込み、平温)	31	9
予備率%	2010年 H1	13.4	12.1
	2012年 H1(節電織り込み、2010年猛暑並み)	4.6	3.7
	2012年 H1(節電織り込み、平温)	1.9	0.6
最大電力需要 H1	2010年 H1	1,750	1,750
	2012年 H1(節電織り込み、2010年猛暑並み)	1,634	1,634
	2012年 H1(節電織り込み、平温)	1,613	1,613
供給力	2010年 H1	1,515	1,538
	2012年 H1(節電織り込み、2010年猛暑並み)	1,560	1,574
	2012年 H1(節電織り込み、平温)	1,582	1,622
原子力		0	0
火力		1,243	1,245
水力		113	110
揚水	2010年 H1	112	113
	2012年 H1(節電織り込み、2010年猛暑並み)	157	150
	2012年 H1(節電織り込み、平温)	179	198
地熱等		22	23
融通等		25	47

2. 需要面

2011年節電影響等 (単位：万 KW)

(発電端)		
2011年夏最大電力需要 H3		1,537
2010年夏最大電力需要 H3		1,730
差分		193
気温影響		80
節電影響		123
景気影響等		+ 15
離脱影響		5

2012年節電影響等 (単位：万 KW)

(発電端)		
2012年夏最大需要想定 H3		1,600
2010年夏最大電力需要 H3		1,730
差分		130
気温影響		22
節電影響		123
景気影響等		+ 21
離脱影響		6

夏の気温感応度（万 KW/ ）

2010 年実績	2011 年実績	2012 年想定
55	43	43

気温感応度は当日最高気温に対する値を記載

気温関連データ

	時期	気温
過去 10 年間の最高 気温の最大値	平成 16 年 8 月 11 日	35.3
過去 10 年間の最高 気温の最小値	平成 23 年 8 月 4 日	34.1
過去 10 年間の最高 気温の平均値	-	34.8

3 . 供給面

発電所別供給力内訳表（別添）

原子力発電所を再起動しない場合の九州電力管内の電力需給見通し[7月]

(別添)

平成24年4月20日現在

電源	種別等	発電所	出力(万kW)	2010年夏並み需要	2012年H1 (節電織り込み、 2010年猛暑並み)	2012年H1 (節電織り込み、平準)		
原子力	自社	玄海	1号	55.9	0.0	0.0		
			2号	55.9	0.0	0.0		
		川内	3号	118.0	0.0	0.0		
			4号	118.0	0.0	0.0		
			1号	89.0	0.0	0.0		
				2号	89.0	0.0	0.0	
				小計	526	0	0	
火力	自社	石炭	松浦	1号	70.0	70.0	70.0	
			零北	1号	70.0	70.0	70.0	
				2号	70.0	70.0	70.0	
		LNG	荻田	新1号	36.0	36.0	36.0	
				3号	60.0	60.0	60.0	
				4号	60.0	60.0	60.0	
			新小倉	5号	60.0	60.0	60.0	
				新大分	1号系列	69.0	58.9	58.9
					2号系列	87.0	79.2	79.2
		3号系列	73.5		64.8	64.8		
		石油	大分	1号	25.0	0.0	0.0	
				2号	25.0	0.0	0.0	
			唐津	2号	37.5	0.0	0.0	
				3号	50.0	0.0	0.0	
			相浦	1号	37.5	37.5	37.5	
				2号	50.0	50.0	50.0	
			豊前	1号	50.0	50.0	50.0	
				2号	50.0	50.0	50.0	
				1号	50.0	50.0	50.0	
			川内	1号	50.0	50.0	50.0	
		2号		50.0	50.0	50.0		
		内燃力	荻田	1号	37.5	37.5	37.5	
				新2号	37.5	37.5	37.5	
				離島一括	39.5	22.2	22.2	
				火力増出力		6.0	6.0	
				緊急設置電源		0.3	0.3	
			その他			9.4	9.4	
				小計	1,158	992	992	
		他社	卸電気	電源開発	松浦1号(100)、2号(100)	80.0	75.6	75.6
					松島1号(50)、2号(50)	40.0	36.9	36.9
					橘湾1号(105)、2号(105)	10.0	9.4	9.4
			IPP 共同火力	戸畑共同火力	戸畑3号(25)、4号(37.5)	39.1	37.6	37.6
					大分共同火力	大分1号(25.5)、2号(25.5)	20.2	19.0
自家発	新日本製鐵		戸畑3号(13.7)	13.7	13.7	13.7		
			大分9号(30)	30.0	30.0	30.0		
	JX日鉱日石		大分第2(13.7)	13.7	13.7			
			小計	247	252	252		
			合計	1,404	1,243	1,243		
水力	自社	一般 (自流水)	大淀川第二	7.1				
			柳又	6.4				
			塚原	6.3				
			大淀川第一	5.6				
			岩屋戸	5.1				
			松原	5.1				
			諸塚	5.0				
			黒川第一	4.2				
			山須原	4.1				
			女子畑	3.0				
			西郷	2.7				
			川原	2.2				
			石河内第二	1.8				
			鮎の瀬	1.8	58.5	58.5		
			湯山	1.8				
			大内原	1.6				
			五木川	1.5				
			下釜	1.5				
			五家荘	1.4				
			軸丸	1.3				
			夜明	1.2				
			大河内	1.2				
			杉安	1.2				
		檀之口	1.0					
		古屋敷	1.0					
		梶原	1.0					
			その他(1万kW未満計)	25.0				
		一般 (貯水池式)	一ツ瀬	18.0	16.5	16.5		
			上椎葉	9.3	8.5	8.5		
				小計	128	84	84	
		他社	卸電気	電源開発	川内川第一(12.0)	12.0	9.4	9.4
					川内川第二(1.5)	1.5	1.2	1.2
					瀬戸石(2.0)	2.0	1.5	1.5
公営	福岡県企業局		福岡県企業局	1.4	0.8	0.8		
			大分県企業局	7.0	4.2	4.2		
			熊本県企業局	5.4	3.2	3.2		
			宮崎県企業局	15.8	9.4	9.4		
			小計	45	30	30		
		合計	173	113	113			
揚水	自社	小丸川	120.0	58.7	81.8			
		天平	50.0	24.4	34.1			
		天山	60.0	29.3	40.9			
		小計	230	112	157			
地熱等	自社	八丁原	1号	5.5	3.4	3.4		
			2号	5.5	4.1	4.1		
		大岳	1号	1.3	0.9	0.9		
			山川	3.0	1.9	1.9		
			大霧	3.0	2.5	2.5		
		滝上	1号	2.8	2.5	2.5		
			2号	2.8	2.5	2.5		
		その他(1万kW未満計)	0.2	0.1	0.1			
	太陽光	その他(1万kW未満計)	0.3	0.1	0.1			
	風力	その他(1万kW未満計)	0.3	0.0	0.0			
			小計	22	16	16		
他社	太陽光	その他(1万kW未満計)	-	6.1	6.1			
		風力	その他(1万kW未満計)	-	0.0	0.0		
		小計	0	6	6			
		合計	22	22	22			
融通等	融通、その他	応援融通	-	10.0	10.0			
		(中部電力)	-	5.6	5.6			
		(北陸電力)	-	7.3	7.3			
		(中国電力)	-	1.6	1.6			
		その他	-	2.5	2.5			
		小計	0	25	25			
		合計	2,355	1,515	1,560			

(注1)当該発電所の設備容量合計値。

原子力発電所を再起動しない場合の九州電力管内の電力需給見通し[8月]

(別添)

平成24年4月20日現在

電源	種別等	発電所	出力(万kW)	2010年夏並み需要	2012年H1 (節電織り込み、 2010年猛暑並み)	2012年H1 (節電織り込み、平準)		
原子力	自社	玄海	1号	55.9	0.0	0.0		
			2号	55.9	0.0	0.0		
			3号	118.0	0.0	0.0		
			4号	118.0	0.0	0.0		
		川内	1号	89.0	0.0	0.0		
			2号	89.0	0.0	0.0		
		小計			526	0	0	
火力	自社	石炭	松浦	1号	70.0	70.0	70.0	
			零北	1号	70.0	70.0	70.0	
				2号	70.0	70.0	70.0	
		LNG	荻田	新1号	36.0	36.0	36.0	
				3号	60.0	60.0	60.0	
				4号	60.0	60.0	60.0	
			新小倉	5号	60.0	60.0	60.0	
				新大分	1号系列	69.0	60.8	60.8
					2号系列	87.0	79.2	79.2
		3号系列	73.5		64.8	64.8		
		石油	大分	1号	25.0	0.0	0.0	
				2号	25.0	0.0	0.0	
			唐津	2号	37.5	0.0	0.0	
				3号	50.0	0.0	0.0	
			相浦	1号	37.5	37.5	37.5	
				2号	50.0	50.0	50.0	
			豊前	1号	50.0	50.0	50.0	
				2号	50.0	50.0	50.0	
				1号	50.0	50.0	50.0	
			川内	1号	50.0	50.0	50.0	
		2号		50.0	50.0	50.0		
		内燃力	離島一括	火力増出力	37.5	37.5	37.5	
				緊急設置電源	39.5	22.2	22.2	
		その他				6.0	6.0	
		小計			1,158	994	994	
		他社	卸電気	電源開発	松浦1号(100)、2号(100)	80.0	75.6	75.6
					松浦1号(50)、2号(50)	40.0	36.9	36.9
					橘湾1号(105)、2号(105)	10.0	9.4	9.4
			IPP 共同火力	戸畑共同火力	戸畑3号(25)、4号(37.5)	39.1	37.6	37.6
					大分共同火力	大分1号(25.5)、2号(25.5)	20.2	19.0
			自家発	新日本製鐵	戸畑3号(13.7)	13.7	13.7	13.7
					大分9号(30)	30.0	30.0	30.0
			自家発	JX日鉱日石	大分第2(13.7)	13.7	13.7	13.7
小計	247				251	251		
合計			1,404	1,245	1,245			
水力	自社	一般 (自流水)	大淀川第二	7.1				
			柳又	6.4				
			塚原	6.3				
			大淀川第一	5.6				
			岩屋戸	5.1				
			松原	5.1				
			諸塚	5.0				
			黒川第一	4.2				
			山須原	4.1				
			女子畑	3.0				
			西郷	2.7				
			川原	2.2				
			石河内第二	1.8				
			鮎の瀬	1.8	56.7	56.7		
			湯山	1.8				
			大内原	1.6				
			五木川	1.5				
			下釜	1.5				
			五家荘	1.4				
			軸丸	1.3				
			夜明	1.2				
			大河内	1.2				
			杉安	1.2				
		檀之口	1.0					
		古屋敷	1.0					
		梶原	1.0					
		その他(1万kW未満計)			25.0			
		一般 (貯水池式)	一ツ瀬		18.0	17.1	17.1	
				上椎葉	9.3	8.8	8.8	
		小計			128	83	83	
		他社	卸電気	電源開発	川内川第一(12.0)	12.0	8.7	8.7
					川内川第二(1.5)	1.5	1.1	1.1
					瀬戸石(2.0)	2.0	1.5	1.5
公営	福岡県企業局			1.4	0.8	0.8		
			大分県企業局	7.0	3.8	3.8		
			熊本県企業局	5.4	2.9	2.9		
			宮崎県企業局	15.8	8.6	8.6		
小計			45	27	27			
合計			173	110	110			
揚水	自社		小丸川	120.0	59.2	78.1		
		天平	50.0	24.6	32.5			
		天山	60.0	29.6	39.1			
		小計	230	113	150			
地熱等	自社	地熱	八丁原	1号	5.5	3.3		
			2号	5.5	4.1			
			大岳	1.3	0.9			
			山川	3.0	1.8			
			大霧	3.0	2.5			
		滝上	2.8	2.5				
		その他(1万kW未満計)			0.2	0.1		
		太陽光	その他(1万kW未満計)	0.3	0.1			
		風力	その他(1万kW未満計)	0.3	0.0			
		小計			21.8	15.3		
		他社	太陽光	その他(1万kW未満計)	-	7.8		
				風力	その他(1万kW未満計)	-	0.0	
				小計	0	8		
合計			22	23				
融通等	融通、その他	応援融通	-	30.0				
		(中部電力)	-	3.0				
		(北陸電力)	-	12.0				
		(中国電力)	-	1.6				
		その他	-	1.6				
小計			0	47				
合計			2,355	1,538				

(注1)当該発電所の設備容量合計値。

電 力 受 給 契 約 書

九 州 電 力 株 式 会 社

電力受給契約書

(以下「甲」という。)と九州電力株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の発電設備において発生する電力の受給について、次のとおり契約を締結する。

(電力の受給等)

第1条 甲は、甲の発電設備において発生する電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。

発電所名	
発電所所在地	
定格出力計	キロワット ()キロワット 基)
最大受給電力	キロワット

(受給地点、電気方式など)

第2条 前条の規定により甲が乙に供給する電力の受給地点、電気方式などは次のとおりとする。

受給地点	
電気方式	交流3相3線式
定格周波数	60ヘルツ
受電電圧	66,000ボルト

(財産および責任の分界点)

第3条 甲乙間の財産および責任の分界点は、受給地点に同じとし、その分界点から甲の発電設備側の電気工作物は、甲が施設・所有の上、保守・管理の責を負い、乙側の電気工作物は乙が施設・所有の上、保守・管理の責を負う。

2 前項にかかわらず、乙が販売する電力を計量する電力量計およびその付属装置、甲の発電電力を乙に販売するための甲乙間の取引用計量装置については、乙が施設・保有の上、保守・管理の責を負う。

(連系にかかる措置)

第4条 甲および乙は、この電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数および力率を正常な値に保つ様相互に協力するものとし、乙の系統運用上必要な事項について、給電運用申合せ書を、甲、乙協議の上、定めるものとする。

2 甲は、系統連系に関し、乙の供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼさないものとする。

3 前項の規定に反し、甲が乙の供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼす場合または悪影響を及ぼすおそれがあると乙が判断する場合は、乙は、ただちに電力の受電を停止し、甲に対して甲の負担でその改善に必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

なお、乙の受電停止により甲に損害が発生しても、乙は賠償の責めを一切負わないものとする。

4 甲は乙から前項の申し出があったときは、これに応じるものとし、乙は甲の改善措置が完了し、乙の供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼさないと確認した後に甲からの電力の受電を再開するものとする。

(受給電力量の計量および算定)

第5条 毎月の受給電力量は、計量地点に乙が施設した送電用積算電力量計（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針は、原則として、別紙に定める電力受給日の7時および22時に甲が実施し、毎月末日までの受給電力量を乙にすみやかに通知するものとし、乙は、その内容を確認する。

3 乙の電力量計およびその付属装置の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、その故障期間中の受給電力量の算定は、その都度甲乙協議する。

(記録)

第6条 甲は、電力受給日誌に、受給電力の受給について必要な事項を明確に記録する。

2 乙は、前項に定める記録について必要があるときは、甲に対し、いつでもその提示を求めることができるものとし、また、中間検針を求めることができるものとする。

(料金)

第7条 毎月の料金は、第5条の方法により計量された月間受給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た電力量料金（1円未満の端数を切り捨てる。）に、消費税等相当額を加算した金額とする。

電力量料金単価（1キロワット時につき）	
---------------------	--

2 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、その単位は円単位とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(料金の支払い)

第8条 甲は、前条により算定された当月分料金を翌月10日までに請求書により乙に請求し、乙は、請求を受けた月の20日（20日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに支払うものとする。

ただし、請求書の受領が翌月11日以降の場合は、乙は、請求書受領後10日以内に支払うものとする。

(電気工作物の変更)

第9条 甲は、電気工作物に変更がある場合は、あらかじめ乙へ通知し、乙の了解を得るものとする。

2 甲の電気工作物の変更に伴い、乙の電気工作物に変更の必要が生じた場合は、その費用について、甲が負担するものとする。

(設置場所への立入り)

第10条 甲の発電設備の確認などを行うため、乙が、甲の発電設備の設置場所への立入りを要求した場合は、甲はこれに応じるものとする。

(電力受給の停止)

第11条 甲および乙は、それぞれの電気工作物の点検、補修、その他必要がある場合、または、高出水などにより乙の電力需給運用が困難と予想される場合は、甲乙協議の上、電力の受給を停止することができるものとする。

なお、保安上緊急を要する場合、乙は甲に予告せずに受電を停止することができるものとする。

また、乙の受電停止により甲に損害が発生しても、乙は賠償の責めを一切負わないものとする。

(電力受給開始日および受給日等)

第12条 この契約による電力受給開始日は、平成23年12月12日とする。

2 電力受給開始日以降の電力受給日および受給時間は別紙のとおりとする。

(契約の承継)

第13条 甲および乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対しこの契約に基づく権利または義務を譲渡または承継させてはならない。

2 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、相手方の承認を得た場合でなければ、この契約をその承継者に承継させてはならない。

(契約の有効期間)

第14条 この契約の有効期間は、この契約締結日から平成24年1月31日までとする。

(契約の解約)

第15条 甲または乙のいずれか一方に、やむを得ない事由が生じたときは、甲乙合意の上、解約することができる。

2 甲または乙がこの契約に定められた事項および給電運用申合せ書に違反した場合には、甲または乙は、その旨を相手方に相当な期間を定めて催告をした上で、契約期間内に解約することができるものとする。

3 次に該当する場合には、甲または乙は、相手方に対して何らの催告なく、この契約を解約することができる。

(1) 手形または小切手の不渡り、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、競売開始、会社更生または民事再生の申立、破産など、甲または乙の財産状態に対する信頼が損なわれたとき

(損害賠償)

第16条 甲または乙がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、甲または乙がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではない。

2 甲または乙が故意または過失によって第三者に損害を与えた場合には、その損害を与えた当事者が第三者の被った損害を賠償しなければならない。

(試運転の取扱い)

第17条 電力の受給に際し、試運転が必要な場合、試運転期間中の発生電力については、乙が無償で引取るものとする。

(専属管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴訟については、甲の発電所所在地の裁判所(本庁)をもって専属管轄とする。

(適用法令)

第19条 この契約は、全ての点で、日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

2 日本語によって作成された契約書を正文とする。

(機密保持)

第20条 甲及び乙は、この契約に関する事項を、この契約の有効期間中はもとより、期間終了後または解除による契約終了後においても、相手方の事前の承認を得ないで、第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第21条 この契約に定めのない事項、またはこの契約によりがたい事項が発生した場合は、甲、乙誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

以上、この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年

甲

乙

九州電力株式会社 営業所
所 長



電力受給日および受給時間

電力受給日	受給時間
12月12日(月)	7時～22時
12月13日(火)	7時～22時
12月14日(水)	7時～22時
12月15日(木)	7時～22時
12月16日(金)	7時～22時
12月19日(月)	7時～22時
12月20日(火)	7時～22時
12月21日(水)	7時～22時
12月22日(木)	7時～22時
12月26日(月)	7時～22時
12月27日(火)	7時～22時
12月28日(水)	7時～22時
1月5日(木)	7時～22時
1月6日(金)	7時～22時
1月10日(火)	7時～22時
1月11日(水)	7時～22時
1月12日(木)	7時～22時
1月13日(金)	7時～22時
1月16日(月)	7時～22時
1月17日(火)	7時～22時
1月18日(水)	7時～22時
1月19日(木)	7時～22時
1月20日(金)	7時～22時
1月23日(月)	7時～22時
1月24日(火)	7時～22時
1月25日(水)	7時～22時
1月26日(木)	7時～22時
1月27日(金)	7時～22時
1月30日(月)	7時～22時
1月31日(火)	7時～22時



コストアップ抑制策について

コストアップ抑制策	
調達コスト低減等 に向けた効率化 (具体的削減額)	<p>平成23年度の効率化については、現在、集約中であるが、費用については200億円程度、投資については500億円程度、合わせて700億円程度の削減となる見込み(当初計画からの削減)。</p> <p>11月からの追加削減額 : 200億円程度</p>
(取組み状況)	<p>平成23年度の経費削減などの合理化については、安全確保や法令遵守、安定供給に配慮した上で、最大限の取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・諸経費等費用全般 : 緊急性・重要性を踏まえ、委託費・普及開発関係費、研究費などを中心に、件名の中止・繰延べ・規模縮小などを実施・設備投資・修繕費 : 設備全般にわたって、工事の中止・繰延べ・規模縮小などを実施・海外投資 : 電気事業に必要なもの以外について繰延べ <p>平成24年度は、「緊急経営対策」として、全ての費用・投資について、安全・法令遵守・安定供給を確保しつつ、徹底した効率化に加え、当面の繰延べなどの短期的対策を含むコスト削減を計画。</p> <p>昨年計画から、費用 550億円、投資 650億円、合わせて1,200億円規模の削減を計画。 (3/28公表)</p>